

平成23年5月17日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯	9 番	光 武	学
2 番	稲 富	雅 和	10 番	徳 村	博 紀
3 番	勝 屋	弘 貞	11 番	福 井	正
4 番	竹 下	勇	12 番	水 頭	喜 弘
5 番	角 田	一 美	13 番	橋 爪	敏
6 番	伊 東	茂	14 番	松 尾	征 子
7 番	松 尾	勝 利	15 番	橋 川	宏 彰
8 番	松 本	末 治	16 番	中 西	裕 司

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第 121 条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
市	民部	迎		和	泉
産	業部	中	川		宏
建	設環境部	平	石	和	弘
会	計管理者兼会計課	中	村	博	之
企	画課	打	上	俊	雄
総	務課	大	代	昌	浩
財	政課	寺	山	靖	久
市民課長兼選挙管理委員会事務局	長	田	中	一	枝
税	務課	中	村	和	典
福	祉事務所	橋	村		勉
保	険健康課	栗	林	雅	彦
農	林水産課	森	田	利	明
農	林水産課参事	橋	口		浩
商	工観光課	有	森	滋	樹
ま	ちなみ建設課参事	森	田		博
環	境下水道課	福	岡	俊	剛
水	道課	松	本	理	一郎
教	育	小	野	原	利幸
教	育次長兼教育総務課	中	島		剛
生	涯学習課長兼中央公民館	土	井	正	昭
同	和对策課長兼生涯学習課	中	村	信	昭
農	業委員会事務局	松	浦		勉
監	査委	植	松	治	彦

平成23年5月17日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の一括上程（市長の提案理由の説明）
- 日程第2 議案第24号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第25号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第26号 専決処分事項の承認について（平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第9号））
- 日程第5 議案第27号 専決処分事項の承認について（平成22年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号））
- 日程第6 議案第28号 専決処分事項の承認について（平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第7 議案第29号 鹿島市監査委員の選任について
- 日程第8 閉会中継続調査申出

午前10時

○議長（中西裕司君）

開議に先立ちまして、北村副市長から行政委員会委員長の紹介があります。お願いいたします。

○副市長（北村和博君）

おはようございます。私のほうから行政委員会の委員長、そして職員の紹介をさせていただきます。

まず最初に、行政委員会の委員長を紹介いたします。

それでは、御紹介いたします。

まず最初に、代表監査委員の植松治彦様でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

2人目が、鹿島市教育委員会委員長の宮津彰子様でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

次が農業委員会会長の白仁田進様でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

次に、選挙管理委員会委員長、山田義治様でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

呼ぶ者あり)

以上でございます。よろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(中西裕司君)

引き続きまして、教育長及び各部長の紹介があります。よろしくお願いいたします。

○副市長(北村和博君)

続きまして、教育長と各部長を紹介いたします。

鹿島市教育長の小野原利幸でございます。(「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

次に、部長級の4名を紹介いたします。

市民部長の迎和泉でございます。(「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

産業部長は中川宏でございます。(「どうぞよろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

建設環境部長の平石和弘でございます。(「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

会計管理者兼会計課長の中村博之でございます。(「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

総務部長は藤田洋一郎でございますが、本日は所要のため欠席をいたしております。皆様方よろしくお願いいたします。(拍手)

続きまして、課長級の紹介をいたします。

○議長(中西裕司君)

よろしくお願いいたします。

○副市長(北村和博君)

次に、課長級の紹介をいたします。

総務課長の大代昌浩でございます。(「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

企画課長は打上俊雄でございます。(「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

財政課長の寺山靖久でございます。(「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

市民課長兼選挙管理委員会事務局長、田中一枝でございます。(「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

同和対策課長、中村信昭でございます。(「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

税務課長の中村和典でございます。(「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

保険健康課長、栗林雅彦でございます。(「どうぞよろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

福祉事務所長、橋村勉でございます。(「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

商工観光課長、有森滋樹でございます。(「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

農林水産課長、森田利明でございます。(「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

農林水産課参事、橋口浩でございます。(「よろしくお願いいたします」と呼ぶ者あり)

なお、橋口参事につきましては、佐賀県からの派遣職員ということになります。よろしく

お願いいたします。

まちなみ建設課参事、森田博でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

環境下水道課長、福岡俊剛でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

水道課長の松本理一郎でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

教育委員会教育次長兼教育総務課長、中島剛でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

生涯学習課長の土井正昭でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

議会事務局長、谷口秀男でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

監査事務局長、中島としえでございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

農業委員会事務局長、松浦勉でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

次に、広域圏事務局等への派遣職員を御紹介いたします。

杵藤地区広域圏事務局次長、澤野政信でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

介護保険事務所業務課長、一ノ瀬健二でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

衛生施設組合事務局長、山田次郎でございます。（「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり）

このほかにまちなみ建設課長、有森弘茂、消防本部次長、峰松靖規でございますが、本日は欠席をいたしております。よろしくお願いをいたします。（拍手）

最後になりましたけど、副市長の北村和博でございます。皆さん方お世話になります。よろしくお願いいたします。（拍手）

以上をもちまして、御紹介を終わらせていただきます。

午前10時9分 開議

○議長（中西裕司君）

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口議会事務局長。

○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案6件の提出がありました。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書の目次に記載のとおりでございます。

次に、監査委員から平成22年度2月分、3月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の一括上程（市長の提案理由の説明）

○議長（中西裕司君）

それでは、日程第1．議案の一括上程であります。

議案第24号から議案第29号までの6議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おはようございます。今事務局の御紹介をいたしました。改めて市長の樋口でございますので、ひとつよろしく願いいたします。

これで皆様方と一緒に、これから鹿島市の発展のためにも歩んでいくということでございますので、御指導、御鞭撻のほどお願いいたしておきます。

今回の市議会臨時会に提案いたします議案は、専決処分事項の承認5件、人事案件1件でございます。

それでは、提案理由の要旨を説明いたします。

まず、議案第24号 専決処分事項（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

3月30日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、4月1日から施行されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税分、後期高齢者支援分及び介護納付分の課税限度額を合計で40千円引き上げたものでございます。

次に、議案第25号 専決処分事項（鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

3月30日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、4月1日から施行されたことに伴い、平成21年10月から本年3月までの間、経過措置として、出産育児一時金350千円を390千円として支給していたものを、4月以降の出産育児一時金について、恒久的な措置としたものでございます。

次に、議案第26号 専決処分事項（平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第9号））の承認について申し上げます。

3月31日付で専決処分いたしました一般会計補正予算（第9号）は、予算の総額に144,127千円を追加し、補正後の総額を12,977,007千円といたしましたものでございます。

歳入では、地方譲与税、配当割交付金、地方交付税などの主要一般財源及び市債発行の確定額の計上を行っております。また、安全・安心な学校づくり交付金において交付額が増額となりましたので、国庫補助金の増額計上を行っております。

これに伴い歳出では、各事業の財源調整を行うとともに今後の財政需要に備えるため、財政調整基金へ145,000千円の積み立てを行い、今後とも計画的で健全な財政運営に努めるものでございます。

次に、議案第27号 専決処分事項（平成22年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号））の承認について申し上げます。

鹿島市老人保健特別会計は、平成23年3月31日をもって廃止となり、同日付で老人保健特別会計補正予算（第3号）を専決処分いたしております。内容としましては、歳出で医療給付費を605千円減額し、同じ額を一般会計繰出金として増額計上いたしております。

次に、議案第28号 専決処分事項（平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第1号））の承認について申し上げます。

4月1日付で専決処分いたしました一般会計補正予算（第1号）は、予算の総額に10,000千円を追加し、補正後の総額を12,015,000千円といたしましたものでございます。

歳入では、財政調整基金繰入金を増額計上いたしております。

歳出では、東日本大震災に対する災害支援経費を新規計上いたしております。

最後に、議案第29号 鹿島市監査委員の選任について申し上げます。

議員のうちから選任をいたしました、監査委員橋川宏彰氏の任期が平成23年4月29日をもって満了となったため、後任に水頭喜弘氏を選任したいので、議会の同意を求めるところでございます。

以上、提案いたしました議案の概要について御説明いたしました但、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中西裕司君）

お諮りいたします。議案第24号から議案第29号までの6議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第24号から議案第29号までの6議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第24号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第2. 議案第24号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第24号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の御説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

このことにつきましては、平成23年3月30日に地方税法施行令の一部を改正する施行令が成立し、公布をされました。この施行令に準じまして、平成23年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたし、平成23年4月1日より施行いたしておりますので、同条3項の規定に基づき御報告をいたし、議会の承認をお願いするものでございます。

2ページから3ページにつきましては、専決処分書でございます。

改正の内容につきましては、議案説明資料のほうで御説明をいたしたいと思っておりますので、議案説明資料をお手元のほうにお願いいたします。

議案説明資料の1ページに条例改正の新旧対照表を載せております。右側が旧でございますし、左側が新でございます。

この内容につきましては、次の2ページのほうに取りまとめをいたしておりますので、2ページのほうで詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、2ページをごらんください。

今回の改正理由でございますが、平成23年3月30日に地方税法施行令の一部を改正する政令が成立し、公布されましたので、それに準じて国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

その中身でございますが、国民健康保険税の適正負担を図るために、高額所得者層の被保険者の負担見直しにより限度額が改正されたものでございます。

その限度額改正の内容といたしましては、基礎課税額、現行「500千円」を「510千円」に、後期高齢者支援分、現行「130千円」を「140千円」に、介護納付分、現行「100千円」を「120千円」に改定をされております。

その内容につきまして、1ページの条例のほうで所要の調整を行い、下線部のとおり関係条文についての所要の調整をいたしたものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま説明いただきました分で何点か質問したいと思っておりますが、まず基本的に専決処分ということについては私は常に申し上げてきておりますが、特に国保税の問題などは大きな問題になって進んでいる中で、私たち議員が態度表明もできないまま値上げがされるということ自体、私はどうしても納得いかないという立場で質問していきたいと思っておりますが、今回、税法が変わったからということではあります、これがそのまま値上げにつながっていくことは、今の特に経済情勢の中で非常に私は厳しいものがあると思っております。

それでちょっとお尋ねをしていきたいと思っておりますが、まず今回限度額が「500千円」から

「510千円」、それぞれ「130千円」から「140千円」、「100千円」から「120千円」と上がっておりますが、「500千円」から「510千円」というこの金額は、年間所得で言えばどれくらいの所得の人たちがここに当てはまるんですか、年間所得。

○議長（中西裕司君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

議員の質問にお答えいたします。

510千円を超えるためには、医療分でございますが、3,608千円ぐらいいを超えていくという形になりますと510千円分を超えていくということになります。所得でございますので、これは給与という部分でしか私ども把握できませんけれども、給与でいきますと5,300千円ほどという収入ですね。それと——あつ、失礼いたしました。先ほど、それは標準世帯ということで、父、母ですね、45歳以上の父、母がいらっしゃるって、子供さんお二人といったものを前提といたしております。その中でのお話でございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま年間所得で3,608千円ぐらいということで御回答いただきましたが、それでは次に移りますが、ここに該当する対象人数、世帯、どれくらいなのかお答えください。

○議長（中西裕司君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

現在、平成22年度所得が確定した税の課税が行われておりませんので、平成21年度の分に当てはめまして概算の概算という形になりますけれども、約300世帯というふうな計算で出てきております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

300世帯ぐらいということですね。では、次に行きますが、この対象になるところの階層で滞納世帯があるのかどうか。あるとすれば何世帯ぐらいの滞納世帯になっているのかお答えください。

○議長（中西裕司君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

まず先ほどもありましたように、改定後の試算につきましては分析等を行っておりませんが、前年度の状況からいたしますと520世帯ぐらいでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

申しわけございません。所得2,000千円以上で520世帯ぐらいございましたので、大体今保険健康課長が申しあげました300世帯前後の滞納世帯だと思っております。（発言する者あり）

あつ、済みません、申しわけございません。ちょっと資料とりますので。（「暫時休憩しよう」と呼ぶ者あり）

○議長（中西裕司君）

暫時休憩をいたします。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（中西裕司君）

再開します。

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

申しわけございませんでした。先ほど答えがありましたように、300世帯が対象世帯数ということでございますので、この約1割相当でございます。

○議長（中西裕司君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今御報告ありましたように、対象世帯の1割ぐらいが滞納世帯だということでおっしゃいましたが、私が何でこの質問をしたかといいますと、今、いつもここで申し上げてきましたけれども、国保税を払わなくてはいけないことはわかっていても高過ぎて払えないというような人が非常に多い今の状況の中で、特に今日の経済状況その他の中で、それぞれの家庭の中で収入が激減をすとか、仕事がなくなるとか、そういう人が非常にふえてきているのはもう事実ですね。

そういう中で、そういう実態を税務課なり担当の課のほうに実情をお話しに來られて相談に來られる人はまだしも、それなりの対応をしていただく部分もあると思います。非常に私もいろいろ関係してきましたが、本当に今職員の方たち、いろんな面でそういう皆さんのお話を聞いてよくやっていたらいるという面を見ておりますので感謝はいたしておりますが、そこまで行けない人、わからない人ですね、払えなくて、もう市役所に行つて言えない人、そういうことが言えるということを知らない人、いろんな方があるわけですね。やっぱ

りこの階層になると税額も大きいですよ。例えば、小さくても2カ月、3カ月とたまっていきますと非常に負担が重くなるし、収入はない、または少なくなっているという状況の中で、ますます行き詰まるという形があるわけですね。このことは私自身も経験しました。仕事をなくしてですね、前の収入でかかってくる就非常大きいですね。滞納しますとすぐ100千円、200千円になるんですよ。それをどうして払うかということになりますと、本当にみずからも経験をしてくれておりますので、非常にその気持ちはよくわかります。

そういう状況ですから、やっぱり払う分は払わなくちゃいけないわけですが、そういう大変な人たちが一人でも、相談に行くところがわからない、そのまま滞納せざるを得ない、結局わからなくなってしまうというふうなことがあってはならないと思うんですよ。だから、今でもよく相談に来ていただければやりますよと言っていただいておりますが、しかし、それでもそのことがわからずに滞納せざるを得ないという方たちもあるわけです。

私はぜひ、これまでもあったと思いますが、これを機会により皆さん方が納税の相談、特に失職したり仕事が少なくなったり、大幅な減収の中で税金を払わなくちゃいけないことはわかっていても払えない人たちの窓口はもちろんですが、そういう情報をもっとやっぱりやるべきじゃないかと。市報でもいいでしょう。最近市報が1カ月に一遍しか出なくなりましたが、地域の自治会を通じてでも区長さんたちにお願いをしながら、そういうところは相談に行ってくださいと、そういうことをやっぱり徹底して皆さんたちが安心できるような体制をとることが私は必要だし、そのことが皆さんも安心できると同時に滞納世帯に対する対応にもなると思うんですよ。だからぜひ今まで以上のそういう情報網の発信と言うんですかね、そういうのを私はここでお約束をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（中西裕司君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

納税相談につきましては、従来から年四、五回ということで取り組みをやっておりますが、今議員から御指摘のとおり、どうしてもその市役所まで出向くことができないとか、いろんな事情で相談に来られない人もいらっしゃいます。そういったことで、それぞれうちの担当の職員がおりますので、その家にお伺いをして、今の経済の状況とか生活の状況等も一応把握はいたしております。ただ、市民全般的に正しい情報を伝えるということについては、今までの対策で若干不足している点もあるかと思っておりますので、また今後、市報等を通じまして情報の伝達に力を注いでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

終わりにしますが、納税相談その他もあっておりますし、お電話なんかもよくかけてもいただくわけですが、やっぱりなかなかそういう事態になると出向きにくいとか、追われていけないとかいうのがありますから、その辺の対応をどうしたほうが一番いいのか、その辺のあり方も今後考えていただく必要もあるんじゃないかと思います。私たちも援助できる分は援助しながら対応したいと思いますので、ぜひその辺についてお願いをしたいと思います。

それと同時に、やっぱり国保税の問題については、こういうふうに私たち議員が態度表明できないままに値上げをしなくちゃいけないと同時に、こういうことがないような、そういう対策もとらんといかんと思いますし、今後の国保税の問題についてもさらに検討をお願いして終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ございますか。10番徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

今回、基礎課税分が「500千円」から「510千円」、そして後期高齢者支援分が「130千円」から「140千円」、そして介護納付分が「100千円」から「120千円」ということで、合計40千円の引き上げということになっておりますけれども、まず、この合計40千円という額で、鹿島市が年間に負担減になる金額というのは大体どれぐらいありますか。

○議長（中西裕司君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

議員の御質問は、今回の影響額ということでお答えしていきたいと思いますが、影響額といたしまして5,600千円程度というふうに試算をいたしております。

○議長（中西裕司君）

10番徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

わかりました。もう1点ですけれども、限度額の改定はここ数年何度か行われてまいりました。その中で、これ以上負担を求めていくのは厳しくなっていくんじゃないかと思います。特に、これから広域圏でこれも議論をされていく内容かもしれませんが、これ以上負担を求めていくのがきついということであれば、これから先、市としてもこの対応については考えていかなければいけない部分が出てくるとと思いますが、市としてこの部分についてどのような対応を考えていらっしゃるか、お伺いします。

○議長（中西裕司君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

この問題につきましては非常に難しい問題でございまして、現在、医療改革制度、また保険制度の改革等で国のほうでも十分議論を重ねておられるところでございます。その内容につきましては、まだはっきりと私どものほうに話が流れてきておりません。こうだろう、ああだろうというお話をちょっとこの席ではなかなか難しいものがございますので、ただ、検討をずっとなされていると。もちろん鹿島市といたしましても、今後の経営のあり方については十分協議をしていくつもりでございまして、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中西裕司君）

10番徳村博紀君。

○10番（徳村博紀君）

今回の部分については、私は仕方ないということでしたとしたいと思いますが、これ以上負担がふえないように努力をしていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（中西裕司君）

答弁はよろしゅうございますか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありますか。6番伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

今、お二方の議員の方が質問されました。少し関連するところもあるかもわかりませんが、質問させていただきたいと思います。

今、栗林課長のほうから御説明があった中で、この510千円に相当する世帯数が300世帯、それで、その1割が滞納者。私は非常にこの1割というのは大きいと思うんですよ。そのほかに相談窓口の件もお話がありましたが、全体的に国保を支払われている方で滞納者は何%ぐらい今いらっしゃいますか。それは把握されていると思いますので、御答弁をお願いします。

○議長（中西裕司君）

答弁をお願いします。中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

国民健康保険税の滞納の状況でございまして、滞納者の数につきましては、ちょっと今手元に資料を持ち合わせておりませんので、収納率の状況で3カ年分のデータがございまして申し上げます。

まず、平成21年度、昨年度の国民健康保険税の全体的な収納率が91.09%、それから平成20年度が92.23%、それから平成19年度が93.39%となっております。

○議長（中西裕司君）

6番伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

今回行われた市議会議員選挙の中でも、市民の多くの方から、本当に国保税高いよねと、どうかならんとねと、そういう声がやはり聞こえてくるわけです。もちろん市の職員の方々も一生懸命市民のためにということで御配慮をいただき、そしていろいろ考えて、この先のことも考えてしていただいているとは思いますが、やはり特に若年層の方たち、本当に高校を卒業して、そして短大を卒業したばかりとか、そういう方たち、一時期やはりこの国保が、就職難ということもあります。払えないという方が本当に多いと私は聞いております。

そういう中で、その相談を受けたからこれが解決するわけではないですが、やはり相談の窓口はもっと広くするべきだと思っております。今、この庁舎内にある窓口だけじゃなくて、今後やはり公民館等を使って、先ほど年に4回から5回の相談を行っているということですが、ここのあたりもう少し広く相談窓口を広げていくというふうなお考えはあるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

中村税務課長。

○税務課長（中村和典君）

これまでもいろんな納税相談の機会をつくりまして、相談窓口ということで対応いたしておりますが、なかなか高齢者の方とか、昼間仕事をされておってなかなか日中相談に来られないという方も非常に多うございます。そういったことから、窓口を広げることはいいことだと思うわけですが、私たちの最大の努力としては、夜間の対応をどうするかということについて今後前向きに取り組んでいきたいと思っております。特に滞納者の方につきましては、今口座振替というのを推奨いたしておりますが、口座残高が不能で落ちていないと。そして1期分、あるいは2期分という形で振替不能になっております方については、電話等でお申し、あるいは家に出向いてお申しをしておりますが、そういったケースが若干今ふえつつございます。どうしてもその連絡がとれる時間帯というのが夜間に集中してまいりますので、そこら辺の取り組みを今後強化していきたいというふうに考えております。

○議長（中西裕司君）

質問いいですか。6番伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

はい、ありがとうございます。

私たち議員も決算審査等で税収の収納率を上げるためにどういうふうなことを市の職員さんはやっていますかとか、よく質問いたしますよね。もちろん収納率を上げることは本当に必要だと思います、税収の確保のために。しかし、その前に、そういうふうな窓口の場を広げて、そういうふうな要請をこちらからする以前に、もう納税は基本的には義務でございま

すので、ここを広げていくように、本当に今一生懸命市の職員の方、すべてのことに対して頑張っていらっしゃる姿は私もわかっております。しかし、そのところも市民の方から本当に厳しいんだというところ、それは御理解をいただきながら今後も市の執行に当たっていただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第24号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立多数であります。よって、議案第24号は提案のとおり承認されました。

日程第3 議案第25号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第3. 議案第25号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第25号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例）についての御説明をいたします。

議案書の4ページをごらんいただきたいと思います。

このことにつきましては、平成23年3月30日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が成立し、公布されております。これに準じまして、平成23年3月31日に地方自治法第179条の第1項の規定により、鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分し、4月1日より施行いたしておりますので、同条第3項の規定に基づきまして御報告をいたし、議会の承認をお願いいたしますのでございます。

5ページから6ページは専決処分書でございます。

改正の主なものにつきましては、議案説明資料によって御説明をいたしますので、議案説明資料のほうの御準備をよろしくお願いいたします。

議案説明資料の3ページに今回の条例改正の新旧対照表を載せております。右側が旧で、左側が新でございます。

この条例改正の内容につきましては、4ページに取りまとめをいたしておりますので、4ページのほうをごらんいただければと思います。4ページのほうでよろしくお願いいたします。

まず、改正理由でございますが、平成23年3月30日に健康保険施行令等の一部を改正する政令が成立し、公布されましたので、これに準じて鹿島市国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の趣旨でございますが、出産育児一時金の支給額を平成21年10月から平成23年3月の間、経過措置といたしまして、「350千円」を「390千円」へ40千円引き上げられておりました。これを平成23年4月以降も引き続き「390千円」に引き上げを維持し、恒久的な措置となすものでございます。

条例の改正の内容といたしましては、この制度を恒久化いたすために、3ページの新旧対照表の下線部につきまして所要の調整を行ったものでございます。

以上でございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。6番伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ちょっと1点質問させていただきたいんです。

390千円にこの補助が上がり、そしてこれが本年度以降も恒久的という措置、これはいいことなんです、1つ、私も孫がいます、出産のときでしたが、病院によっては、この金額をまず前納してくださいと、そしてその後に市のほうに申し出て、そしてその後に口座のほうか何かで振替をいたしますというところがありました。それとほかに、いえ、いいですよと、私の病院のほうでこれは手続をしますから、特別患者さんといいますか、お母さんのほうがお支払いをすることはないですよというところがありました。

こういうふうには、その病院によっていろんな対応が違うというのは、この市のほうからいろんな指導等も行われているんでしょうか。それとももう自由にそれは任されているんでしょうか。

○議長（中西裕司君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

この部分につきましては、今回の出産育児一時金の支給に関しまして、さらに直接医療機関へという形をとっていただくように重々の通達というか、お願いが出ております。その部分につきましても、私どもといたしましてもお願いをしているところでございます。

ただ、私どもが国民健康保険のほうだけでございますけれども、受けましたところでは、ほとんどが直接払い、いわゆる直接病院にお払いいたしまして、それで残った部分を返すといった形をとっておりますので、まことに申しわけございません、私どもの状態を把握しているのが足りないのかもしれませんが、今の私どもも申請、4月から3月までを見ましても、ほとんど医療機関へ払っていただくというのが主でございまして、今言われるような状態があるというのはまことに申しわけございません、私どもの把握が足らなかったと思っておりますが、そのことにつきましても今回法律的にお願いをするというふうになっております。

○議長（中西裕司君）

6番伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

そのところは、やはり把握をよくしていただきたいなと思っております。現実には昨年11月のことですから、近い段階だと思います。やはり若い20代とかの御夫婦が待望の赤ちゃんが生まれて喜んでいらっしゃる。その出産のときに、金額を400千円近くと聞いたときにはやはりびっくりするはずだと思うんですよ。今こういうふうな制度がございまして、それを最大限に利用していただきたい。しかし、自分が希望する産婦人科のところではそういうふうに言われてしまう。もちろん鹿島市内に住んでいらっしゃる方で、鹿島の産婦人科すべてに行かれるとは限られていないでしょう。近郊の武雄であったり嬉野であったり、そういうふうなところもそうでしょう。しかし、現実問題として、ある産婦人科のところではそういうふうなことを言われたというのは私も聞いておりますので、そういうことがないように御指導をいただきたいと思っております。

○議長（中西裕司君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

今の御質問でございますけれども、ただ、この部分につきましては、小さい産科医院さんになりますと、その420千円を待つというのは二、三カ月かかるものでございますから、今回のこれを推進という形もお願いという形になっております。私どもとしても、そのお願いにつきましてはきちんとやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中西裕司君）

6番伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

はい、ありがとうございました。

最後に、少子化が進む中で、やはり出生率、これを上げていく必要がございますので、このあたり、私ももっと詳しく調べて、また次の機会にでも御質問もさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑はありませんか。8番松本末治君。

○8番（松本末治君）

さっきの伊東議員の質問に重なる点もあろうかと思いますが、私も思い起こしまして、孫が多分5歳になると思いますけれど、そのときに、私が出産費用を出してやったという記憶がありまして、今の質問と同じような形で、やはり特に若い夫婦ですと350千円、400千円という出産費用をつくるというのも簡単ではないというふうな状況であろうかと思えます。そういうことで、さっきの質問でもありましたように、お願いでもありましたように、やはり今後の対応については、ぜひ直接本人が支払うことなく補助金の対応でできるような形をとっていただきたいという思いでありますけれど、かなりこの出産育児一時金、本当に産みやすくなったという思いであります。

そういうことで、この流れについてちょっと復習の意味で課長のほうにお尋ねをいたしたいと思っておりますけれど、ここにありますように平成21年から390千円になったというふうなことですけれど、その変遷について少しお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（中西裕司君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

ちょっと古い資料というのがなかなか見つかりませんでしたので、わかる分だけお話をさせていただきますと思います。

まず、出産育児一時金につきましては、出産に関する給付の対象となる出産というのが妊娠4カ月を超える出産であるということがまず前提でございます。この場合、妊娠1カ月は28日で積算をするというふうになっております。妊娠4カ月を超える出産とは、妊娠85日以上の出産であります。この方たちがこの出産育児一時金の対象になるという形になります。

この給付は、被保険者の出産に関するものですから、出産の日に被保険者の資格、いわゆる国民健康保険なら国民健康保険の資格を有しているということがまず第1条件でございます。ただ、ほかの健保につきましても同様な措置をとられているというふうなことでお伺いをいたしております。

基本的に私どもが把握できますのは国民健康保険でございますから、国民健康保険につき

ましては、先ほど話がありましたとおり、ほとんど医療機関への給付を行い、余った分を本人にお返しするというのをとっております。これが平成18年ぐらいからですが、18年に350千円に引き上げられております。その前がちょっとはつきりはいたしませんけれども、それ調べればわかりますので、また必要でございましたら、お申しつけいただければ私のほうで調べたいと思います。

それから、平成21年から産科医療補償制度の創設に伴い、「350千円」から「390千円」のほうへということで、先ほどちょっと産科医療補償制度というのを申しましたけれども、これは医療補償制度でございまして、出産の際に死亡をされたとか、いろんな医療事故とかいう、そういったものの補償のための保険が30千円ございます。ですから、これを合わせまして、390千円プラス30千円と、これで420千円と、産科医療補償制度を使っている病院につきましてはそういった支給額になっております。

それが今回、そのままの形で恒久化を平成23年3月、4月1日から施行されるというふうになったものでございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

8番松本末治君。

○8番（松本末治君）

わかりました。

もう1つ質問ですが、今回、第5次総合計画の中でも少子化対策というのは大きく打ち出されていると思いますし、人口3万1,000人というふうな目標人口であったろうかと思えます。そういう中で、市報を見ておきますと、3万1,000人大丈夫かなというふうな今状況になっておる。というのは、やはり高齢化の波ということじゃなかろうかと思えますから、もっとどんどん子供を産まにゃいかん、できれば3人以上は産まにゃいかんですよ、鹿島の夫婦はというふうなことに常々思っておりますけれど、この出産育児一時金の効果というか、どれぐらいの波及効果があっているか、少子化対策につながっているか、課長としてどういう見解かお尋ねいたします。

○議長（中西裕司君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

今の御質問にお答えいたします。

基本的に出産育児一時金だけではなくて、その手前の例えば妊娠をされたら、妊婦健診の費用につきましても約十数万円かかるわけでございますけれども、鹿島市のほうだけではないですが、140千円のチケットを差し上げまして、いわゆる妊婦健診の費用をほとんど出さなくてもいいようにいたしております。ですから、妊娠から出産までは何とかできま

すよと、安心して出産をしていただくという形がとられるものというふうに思っているところでございます。

基本的に、それで出生率が上がっているかというふうなお話でございますけれども、ここまではやっておりますけれども、それから先のいろんな事情があります。夫婦間の事情とか経済情勢の問題、いろいろとございますので、その部分につきましては、また今後私どもも勉強していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中西裕司君）

8番松本末治君。

○8番（松本末治君）

最後になりますけれども、市長にお尋ねいたしたいと思います。

この少子化対策、本当にこれだけでいいものじゃなかろうと思いますけれども、やはりこの出産育児一時金はもとより、いろんなお考えがあろうかと思えます。ぜひ出産可能な夫婦に1人でも、今、2人っていない、1.4人ぐらいですかね、出生率というのがあろうかと思えますけれども、ぜひこれを、沖縄あたりで2.4人とかあるようなところもあるようですから、ぜひそういうふうな形になるような、市民全体でのそういう意識の高揚といいますか、そういうことがやっぱり必要じゃなかろうかと思えます。その点市長の御見解をお尋ねいたし、終わりたいと思います。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

子供を産むか産まないかというのは、これはなかなか行政としてどの程度立ち入ったほうがいいかというのは難しい事情があると思うんですよね。家庭生活のこともございますし、人生に対するそれぞれの哲学、極端に言いますと、結婚しないという哲学をお持ちの方も現在おられますから、結婚しないでも子供を産むというのもありますから、余り一律的にこうすれば人口がふえるはずだという一種の方程式みたいなものをつくるのはどうかなという気がしております。私どもが行政でできるのは、安心して子供を産むためのどんな条件をいわば提供できるかなということであって、ちょっと言葉は悪いんですが、鼻面引き回す。あんた子供産みんしゃい、産みんしゃいと言ってですね、そういうことはなかなか行政的にはできにくいんじゃないかと思っております。

そういうときに、結婚された若い方々とひざを交えてお話ししたときのことを御紹介いたしますと、一番関心を持っておられますのは、私は仕事かなと、実はこう思っておったんですよ。このところちょっといろんなお話をしますと、もちろんそれも大事なんですけども、

やっぱり住むための経済的な部分としては住居費のほうがウエートが高いんじゃないかなという、私としては少し発想を変えなきゃいかんかなという気がしております。それで、この職員、担当の課でいきますと、市民課のほうに実はあるデータの収集を言ってありまして、例えば、鹿島の若い人、若い男性と若い女性が結婚して鹿島に住まんというときに、さあどうしてやろうかというような調査を個別具体的にして、まだ十分期間がたっておりません、半年ぐらいしか。だから、正直言ってお答えするだけの十分な自信はございませんけれども、一番の関心が実は住居関係ではないかなという気がいたしております。その次がいろんなそのための環境ですね。特に健康、病院ですね、病院とそれから教育についての関心もおありになるということなので、例えば、子ども手当を差し上げるとか、そういうことの効果も否定はいたしませんけれども、そういう基礎的な条件をどういうふうに整備するかなというふうに考えるということも少し従来以上に関心を持って考える必要があるかなという気がいたしております。とりあえずの感想でございますが。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第25号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第25号は提案のとおり承認されました。

日程第4 議案第26号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第4. 議案第26号 専決処分事項の承認について（平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第9号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

議案第26号について御説明いたします。

説明は議案書、一般会計補正予算書（第9号）並びに議案説明資料で行いますので、お手

元に御準備ください。

まず、議案書の7ページをごらんください。

議案第26号 専決処分事項の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第9号）について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

8ページをごらんください。8ページは専決処分書で、平成23年3月31日付で一般会計の補正を行ったものでございます。

別冊の議案第26号 平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第9号）の補正予算書をごらんください。

1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に144,127千円を追加し、補正後の総額を12,977,007千円としたものでございます。

2ページから4ページは歳入歳出の集計表となっておりますが、説明は省略いたします。

5ページをお開きください。

第2表は地方債の補正でございます。鹿島小学校改築事業及び辺地対策事業につきましては、国庫支出金の増額、または対象事業費の確定に伴い、「262,300千円」から「228,200千円」に34,100千円の減額補正を行っております。

具体的な内容につきましては、後だつて御説明申し上げます。

6ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、議案説明資料により御説明いたしますので議案説明資料を御用意ください。

議案説明資料の5ページをお開きください。

5ページから7ページにつきましては、今回専決処分後の歳入歳出予算の増減比較表となっております。内容の説明は省略いたします。

8ページをお開きください。

今回の補正は、歳入では地方譲与税や各種交付金、特別交付税及び市債発行の確定に伴う増減、歳出は歳入の確定に伴う歳出予算の調整が主なものでございます。

まず、歳入の補正について御説明いたします。

地方揮発油譲与税は7,425千円の増額となっております。増額の理由は、交付額の決定によるものでございます。

以下、交付額の決定による補正でございますので、補正額のみ申し上げます。

自動車重量譲与税は7,131千円の増、利子割交付金は1,211千円の増、配当割交付金は2,329千円の増、株式等譲渡所得割交付金は677千円の増、自動車取得税交付金は1,697千円の減、地方交付税のうち、特別交付税は126,317千円の増、交通安全対策特別交付金は247千

円の増となっております。次の安全・安心な学校づくり交付金は鹿島小学校改築事業分でございますが、交付金の積算対象の見直しに伴い、33,982千円の増となっております。また、次の老人保健事業特別会計繰入金でございますが、老人保健事業特別会計が3月31日をもって廃止されましたので、清算に伴います剰余金を繰り入れるものでございます。小学校改築事業債は、鹿島小学校改築事業分でございますが、先ほど申しあげました安全・安心な学校づくり交付金が増額交付されたことに伴いまして、34,000千円を減額いたしております。また、辺地対策事業債は、事業費の確定によりまして100千円の減額補正を行っております。

10ページをお開きください。歳出補正の概要でございます。

それでは、上から順に御説明いたします。

財産管理一般経費につきましては、今後見込まれる東日本大震災支援対策経費や今後の財政需要に備えるため、財政調整基金へ145,000千円を積み立てるものでございます。次の辺地対策事業、鹿島小学校改築事業は、交付金や市債の確定に伴う組み替えでございます。最後の予備費で873千円を減額し、財源調整を行っております。

11ページをお開きください。

3月専決処分後の市債の現在高調書でございます。

一番下の合計欄をごらんください。

左より平成20年度末、平成21年度末、右から2番目が平成22年度末となっております。平成20年度末で約9,870,000千円、平成21年度末では9,270,000千円、平成22年度末では約9,350,000千円となり、臨時財政対策債を除けば市債残高は確実に減少いたしております。

一番右の欄が平成21年度決算額との比較でございますが、臨時財政対策債の関係で対前年度比80,066千円の増となっております。

欄外に市債残高の実質負担額を記載しておりますが、市債のうち国から交付税措置をされる部分を差し引きますと、実質負担は31.5%となり、市債残高のうち実質負担額は2,940,000千円となります。

12ページは積立基金の状況をあらわしたものでございますが、説明は省略します。

以上で報告を終わりますが、この専決処分につきまして、御承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第26号 専決処分事項の承認について（平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第9号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第26号は提案のとおり承認されました。

日程第5 議案第27号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第5．議案第27号 専決処分事項の承認について（平成22年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第27号 専決処分事項の承認について（平成22年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号））の御説明をいたします。

お手元の議案書の9ページをお開きください。

議案第27号 専決処分事項の承認についてでございます。これも地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をいたし、議会の承認をお願いするものでございます。

10ページをお開きください。10ページは専決処分書でございます。平成22年3月31日に専決処分をいたしております。

それでは、別冊の補正予算書をごらんください。

1ページ目をお開きください。

平成22年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号）でございます。

今回は予算の総額の増減はございません。

今回の補正の主な内容でございますが、平成22年度で鹿島市老人保健特別会計を廃止し、平成23年度予算では一般会計で計上いたしております。そのため、鹿島市老人保健特別会計を清算し、廃止する最終の清算の補正でございます。

3ページをごらんください。3ページは事項別明細書でございます。

4ページをお開きください。4ページは歳出の説明でございます。

この歳出でございますが、2款1項1目の医療給付費を605千円減額いたし、5ページのほうにあります3款2項1目の一般会計繰出金を605千円増額いたすものでございます。これにより鹿島市老人保健特別会計の残額すべてを一般会計に繰り出し、清算をいたすもので

ございます。

以上で説明を終わらせていただきます。この専決処分の承認につきまして、よろしく願いいたします。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第27号 専決処分事項の承認について（平成22年度鹿島市老人保健特別会計補正予算（第3号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第27号は提案のとおり承認されました。

日程第6 議案第28号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第6．議案第28号 専決処分事項の承認について（平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第1号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

議案第28号について御説明いたします。

説明は議案書、一般会計補正予算書（第1号）、議案説明資料で行いますので、御準備ください。

まず、議案書の11ページをお開きください。

議案第28号 専決処分事項の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

12ページは専決処分書で、平成23年4月1日付で一般会計の補正を行ったものでございます。

別冊の議案第28号 平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第1号）の補正予算書をごらんください。

1 ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に10,000千円を追加し、補正後の総額を12,015,000千円としたものでございます。

2 ページから3 ページは歳入歳出の集計となっておりますが、説明は省略いたします。

4 ページ以降の歳入歳出の内容につきましては、議案説明資料により御説明申し上げますので、議案説明資料の13ページからをお開きください。

13ページから15ページまでは、今回の専決処分後の歳入歳出予算の増減比較表となっております。内容説明は省略します。

16ページをお開きください。

今回の補正は、歳入で財政調整基金から10,000千円の繰り入れの増を行っております。

17ページをお開きください。

歳出補正の概要でございます。

東日本大震災支援対策経費につきましては、3月に発生しました東日本大震災への支援対策として、職員手当500千円、職員の派遣旅費2,490千円、避難者への扶助費6,900千円等、合計10,000千円を計上いたしております。

18ページは積立基金の状況をあらわしたものでございますが、説明は省略いたします。

以上で報告を終わりますが、この専決処分事項につきましての御承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西裕司君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは1点だけ、これは市長にお尋ねをしたいと思います。

実は今回の震災によって、3月議会で10,000千円の義援金を市は支出して、もう既に送られていると思いますが、さらには今回、いろんな形で災害対策としての予算を10,000千円専決処分でなされたわけですが、これについては、やっぱりこういう事態だから早い対応だったなという感もありますが、実はこれに対しては市民の皆さんの中には、今いろんな御意見あります。こういうときだから、もうよかったよかったって、鹿島も人並みんことしたくないという人もありますが、それとほかの意見もあるんですね。もう既にお耳に入っている分もあると思いますがね。というのは、今市民生活が非常に落ち込んでいる。これはもうしょっちゅう言っておりますが、そういう中で、おいだちはまだざっとなかと、ああいう人たちの気持ちもわかる。大変さもわかるけど、自分たちももっと大変な状況の中で生活しているけど、それに対するものはないと。自分たちもこういう状況だから、何らかのことが鹿島市

ではできないだろうかというような、そういう御意見もあるのは事実でございます。

それで私は、これは先ほど国保のときに市長にお尋ねしたらよかったと思いますが、先ほどの国保の審議の中で、今回のこの限度額値上げに関して5,600千円の影響額が出るという御答弁がっておりますね。私思いますが、多くの皆さんたちが今の暮らしぶりが大変だという中で、どういう手だてをしていったら市民が安心できるかと。それぞれの人によっていろんな対応をしてもらいたいというのがありますが、だからといってそれを一から十まで全部するということは非常に困難なことはわかっています。だから、そういう中で私は、例えば、市民の支出が少しでも少なくなるように、そういう対応をすることだって、そういう皆さん方の暮らしぶりに対するお手伝いにもなるんじゃないかと思うんですよね。

そういうことで私は、例えば、今回限度額5,600千円の影響額ということですので、こういうのを、例えば一般会計からの繰り入れをしながら、とりあえずは市民から負担を取らないというような、そういう対応だって私はこういう状況の中ではやっていくこともできるんじゃないかと。特に国保税の引き下げのためには一般会計からの繰り入れはやるなという通達が国から来ているのは重々承知はしております。しかし、そういう中でもやっぱり本当に今の状況の中で、やっぱり国がそういうことを言ったにしてもやらなくちゃいけない部分もあると思いますし、特に今回、特別140,000千円の収入も来て、これが積立金に入れられるということになりますので、その中から、例えば、5,600千円今度の限度額分にするのか、すべての国保税に対して何らかの対応をするのか、私はぜひ今の状況の中でお考えいただきたいと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

これは国保をめぐる議論のときとややダブる話があると思いますが、1つのポイントは、災害の話とこういう国保みたいな日本じゅうの制度の問題、基本的な制度がどうなっているか、その制度の運営について、例えば、なかなかそういう掛金といいますか、税金といいますか、その分払えないということと同じ分野といいますかね、同じ議論をすると、なかなかこれはストレートに結びつきにくい話じゃないかと思います。それが1点。

それから、人並みをしているというんですけど、実は皆様方の御意見をいろんなこと聞きまして、議会と相談した話でございますが、えらい頑張った金じゃなかったかなと私は思っております。ひょっとして、今回の10,000千円とたまたま義援金の10,000千円が額が同じものですから誤解されるかもしれませんが、義援金というのは共同募金会に行きましてね、そこから皆さんに配分をされるという金ですね。今回お願いをしております10,000千円は、これはとりあえずの10,000千円でございますが、これからどうなるかわかりません。長く続く

かもしれません。しかも、もう既に緊急を要しますものですから、3名の者は行って帰ってきておりますね、その金が含まれております。そこは当然御承知のことだと思いますけども、それと、そういう金があったら国保に回せと、端的に言えばそういう話でございしますが、少しちょっと同じ議論ができるかどうかと、私疑問だと思っております。

それからもう1つは国保の話、高い、これは承知しております。皆さんそがん言いんさる。データもそう出ていますね。それと、それに対する対策が既にもう現在決まっています、掛金を引き上げて、その掛金で十分でないから、とりあえず一般会計から、これは禁じ手でございますが、たしか120,000千円何がしの既に繰り入れが行われておりますね。それで予定どおり今経過中のもの、金が来たけんついでにそれに放り込めと、これはちょっと乱暴な議論ではないかと、私自身はそう思っております。もしですね、掛金の問題があります。これは私の持論でもありますけれども、全国一本化とずっと言いよつとですよ、全国と、それから各制度を一本化したほうがいいと。どうもこのところは松尾議員とは意見を異にします。議員はそういう広域化せんほうがよかという基本的立場に立っておられますが、私はその効果は、恐らく少なくとも短期的には出るんじゃないかと思っておりますから、その意見は違うことは確認をしておきたいと思っております。

したがって、この経過を見た後、予定どおり鹿島市の掛金が一定額払われていった後でどうなるか、そのときに実はこの議論をしたほうがいいんじゃないかと思っているんですよ。途中でたまたま特別交付税が思いもかけない金 came から、何とかして国保につぎ込めと。これは国保は特別会計でございますから、そのところは仕分けて議論をしていただきたいと。これは経験の深いベテランの議員にこういうことを言って失礼ですけれども、少し違う話じゃないかなと思っております。

それから、特別の金 came から全部貯金するのはどうかと、せつかくやから何か使えと、まさにそういうことでございまして、私がこれまでも言っていますように、平成22年度までは一生懸命皆さんのある意味で我慢をしていただいて、財政改革の結果が出てきていたと。だから、どちらかという我慢しておられたのを少しギアを切りかえて、これからは投資的な部分についても振り向ける余裕が出てきたと思っておりますので、そういう面も踏まえて対応していかないといけない。

特に、このところ子供たちを含めて安全・安心というものについてもうちちょっと投資していいんじゃないかと私自身思っています、お願いをして、学校の耐震化をアクセルを踏んだというふうな御記憶だと思いますが、まさにこういう震災を全く予想していなかったんですが、そういうことをしておいてよかったなと思っておりますし、これからさらにそういうのに大変金をかけないといけないと。したがって、ケーキをどう分けるかという話ですから、来た金があるけん、とりあえず国保にというのは、少し議論としてはしっかり将来のための議論としてとっておいていただきたい、私としてはそう思っております。

○議長（中西裕司君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

災害とそのことを結びつけてと言うんじゃないくて、災害が起きたことによって鹿島市が対応したことで、市民の皆さんたちが、そういう声が出てくるのはおわかりいただけると思うんですよ、やっぱりいろんな人たちがいらっしゃいますからね。確かにようやったなという声もたくさんありますよ、そういう声も聞いております。

そういう中ですから、じゃあそういう皆さんが少しでも、ああ、鹿島市もこういうことがあるんだなというような、できるんだなというようなことで、何をやるかということで私は先ほども申し上げましたけれども、それぞれの要求に一つ一つこたえるということは、それは大変ですから、今一番大きな問題になっております国保税を少しでも安心できるような対応をしたらどうかということで、140,000千円来たけんがしろと言うわけじゃないとですよ、そういうのもたまたまあるんじゃないですかと。だから、乱暴なんておっしゃいますが、そう思われたらそれでいいですが、そういうことですので、その辺御理解いただきたいと思えますし、本当正直、10,000千円使うておいだちにも何じゃいて、もうその皆さんの苦労わかると、大変さはわかると。でも自分たちは本当に、ただ単に家がなくなっていないというだけで、毎日の暮らしぶりは大変なんだというような人はたくさんいらっしゃるんですよ。だから、そういう皆さんの声にもこたえられればなということで私は御意見を申し上げておりますので、国保の問題もこれから広域化の問題になるということですが、これが進んでいったからといって、すぐ皆さんたちが安心して払えるような国保税になるということは、その保障はまだないわけですしね、やっぱり今の足元をどうするかということも考えながら、例えば、その方向がいいということで進むということであれば、そこはそこで対応しながら私は進んでいくことが大事だと思います。

もうあとは結構です。そういうことで意見として申し上げて終わりたいと思います。

○議長（中西裕司君）

ほかにありませんか。8番松本末治君。

○8番（松本末治君）

まず、生活援助に要するというふうな形で月額1人70千円の支給をしますというふうなことでありました。私が知っている知人の中でも、全国段階で被災地より鹿島に就農ができないうだろうかというふうな要請もあっているということですが、実情はなかなか話があつておりますように、やはり地元におり、地元で復旧、復興をしたいという希望が一番強いというふうなことじゃなかろうかと思えますけれど、もし鹿島に、当地に来られ農業でもしたい。過去において八郎潟ができたときは、県内からも八郎潟に就農されたというか、行かれた方もあったわけですが、20町歩ぐらい水田があるということで、その20町歩が1地区

であればそういう思いもあろうかと思えますけれど、なかなかそういうところまではいかないと思います。しかし、鹿島に来て就農をしてみたいというような思いの方があった場合、この70千円というのがあるわけですが、3月議会で平成23年度事業として新規就農育成定着支援事業というのが提案されたと思えますし、可決をできたと思っております。それとの絡みがどうなるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

お答えします。

今回の6,900千円の扶助費の内訳ですけれども、これは生活援助に要する経費でございます。被災者の生活の立て直しを支援するため、鹿島市のほうに一時的に避難された方が3カ月以上居住することを条件に生活援助を行うものでございまして、月額1人70千円、それから、お一人ふえるごとに30千円を加算するものでございますので、これは当面の生活費ということで考えていただきたいと思えます。

就農については、また別途いろんな就農支援と就労支援、雇用者の雇用の支援を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

8番松本末治君。

○8番（松本末治君）

そしたら、今の説明ですと、当地に來られて生活支援をまず70千円します。早速農家に入って就農されたということになるとプラスの30千円というふうなこと、そして農家に対してまた30千円というふうなことになろうかと思えますけれど、それでいいわけですかね。

○議長（中西裕司君）

大代総務課長。

○総務課長（大代昌浩君）

30千円というのはお一人の生活費ということですので、この就農された場合はまた就農の援助、支援を考えております。例えば、雇用者支援としまして、被災者を雇用した個人、法人、農家の方、個人も含めまして、そういった被災者を雇用された事業主に対してまた別の支援をしたいというふうに考えております。

それと、また別に農地の貸し付けということで、就農を考えている被災者の方に対しましては農地のあっせん、貸し付けのあっせんを考えているところでございます。ですから、先ほど議員がおっしゃられる30千円というのは、あくまでも生活援助、例えば、4人家族が來られた場合、1カ月当たりの生活援助が70千円プラス30千円の3人、合計160千円一月当た

り生活援助として支給するということになります。

以上です。

○議長（中西裕司君）

8番松本末治君。

○8番（松本末治君）

済みません、私の質問が悪うございました。

このプラス30千円は別に考えておったわけですね。1人増に対する30千円ということじゃなくて、3月議会で新規就農育成定着支援事業というのが予算化できたわけですね。これとダブっていいのかというような意味で私は質問をいたしましたので、その件についてお尋ねをいたします。

○議長（中西裕司君）

まとめでいいですか。中川産業部長。

○産業部長（中川 宏君）

お答えいたします。

松本議員の御質問は、新年度予算で組んでおります新規就農者に対する支援、月当たり30千円、それと、この生活支援の70千円と加算して支給していいのかという御質問だと思います。

ここについては、生活支援の分についてと新規に就農されるのであるならば、やはり私たちは新規就農者を制度としてつくっているところでございますので、その30千円については農業に従事していただく限りであれば、あの制度を生かしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中西裕司君）

8番松本末治君。

○8番（松本末治君）

はい、ありがとうございます。寛大な部長の答弁、ぜひそういうことでやってもらえば、本当に鹿島にも被災地のほうから農業をやってみようというような形で来られるんじゃないかなと思います。そういう思いでおりますので、ぜひよろしく願いして終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありませんか。6番伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

済みません。1点だけの質問になると思います。

先ほど朝一番に全員協議会で私がこの東日本大震災への支援、これについて市長に御質問したときに、非常に心温まるというか、非常にいいお話をいただきましたので、そこのあた

りも含めてですけど、そのときに私が質問したのは、3カ月以上被災地からこちらの鹿島市に来られたときに、市としては就労の支援とか雇用促進、それから住居等、そのあたりの支援をしていきたいということと、あと、今佐賀県挙げて、いろんな被災地何県かある中で、宮城県を対象としてやっていきたいというお話をいただきました。

それともう1つ、市長がパイプ等を持っていらっしゃる気仙沼市というお話もお聞きをいたしました。それでは、これからこの被災地復興に向けて相当な年数がかかっていくわけですが、市長がわかっている範囲で結構ですけど、県として今後宮城県との協議はなされていくのか。それと、鹿島市として市長は気仙沼市にアプローチをかけていかれるのか、そのあたりをお聞きしてよろしいでしょうか。

○議長（中西裕司君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今の御質問の趣旨を確認する意味で2つお話をしておきましょう。

1つは、今回の大震災ですよ。それぞれが大変だな、かわいそうだなという思いを持って、いろんなやりたいこと、あるいは個人でやってもいいなと思っていることあると思いますが、受け入れる側のことを考えると、やっぱりきちっとしたシステムで来ていただいたほうがロスがないんじゃないかと思います。

したがって、私としては佐賀県内の10人の市長でつくっております市長会、これで議論した結果に同調いたしまして、市長会でまとまって基本的に動こうじゃないかと。市長会としてはいろんなやり方あると思うんですよね、現地に直接行ってみたいとかいろいろあると思いますが、一応全国知事会が1つパイプになるというお話がございましたので、そこと連携をとって、そういう動きを基本的にすると。逆に言いますと、それぞれ例えば、私たちのまちはかつて「かしま」という名前を持った市町村でサミットなんていうのをやっております、今回もかつての「かしま」の名前を持っているまちがその被災の対象になっているということもございますから、それぞれやってもいいんですけれども、かえってロスが大きんじゃないかというので、とりあえずは先ほどのとおりに1つのパイプでやろうじゃないかと、1つ1点。

それからもう1つは、これはどちらかというと一種のお見舞いなんですよ、被災そのものについて。で、次に復興ということがあると思います。いつからその復興ということが始まるかと。正直言って私もいつからと言うほどの自信はありませんが、ある程度めどが立ったときに復興しないといけないと。そうすると、どうしても西日本がそのエネルギーを出すほうに回らないといけないですよ。そういう場合には、今のように市長会でまとまったほうがいいのか、あるいは得意技がそれぞれの市町にあると思いますから、そういうものを少し出してもいいんじゃないかなと思っております。

もう一回繰り返しますと、とりあえずの被災については一本化したルートでやっていきたいと。それから復興という段階になってきたら、我々の持っているいろんなエネルギー、ノウハウありますから、それは可能な限り提供したいと。その中で、一種その中間なんですけれども、たまたま佐賀県が基本的には宮城県とのやりとりということを中心にしようという知事会と市長会の基本的な考えがありますから、それに従っているのと同時に、気仙沼というまちがたまたま鹿島市がいろんなことで割り振られてきたんですよね。私自身がまた気仙沼に個人的なパイプがございます。そういうこともあって、気仙沼というところがある意味でターゲットになるのかなと、この復興というときにね。そのときに何をすればいいかというのは、時期と、あるいはそのときに求められたこと、それによると思いますが、我々の持っている力を最大限傾注してやったらどうかと思っております。

つけ加えて言いますと、気仙沼というところは私自身行ったこともございますし、それから知人、友人も多いですし、御紹介したかもしれませんが、高校の同級生の方が具体的な被災に遭っておられます。向こうに嫁さんに行っておられまして、そういうこともあったりして非常に何らかのつながりが深いんです。地形的にも水産がございます、特にこのまちも水産がございますから、私たちのまちの漁業に従事しておられる方が相当そういう面での御心配をされているということも承知をいたしております。タイミングによりましては、そういう御相談も皆さんとすることになるんじゃないかなと、そういうふうにいるところでございます。

○議長（中西裕司君）

6番伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。本当に詳しく御説明をいただきました。被災に遭われた方は、本当だったらその場所から離れたくはないはずだと思うんですよ。それをあえてこちらのほうにいらっやしませんかと、鹿島とか佐賀県にと。

この生活援助に関するこういうふうなことを鹿島市は県内でもいち早くこれは取り組まれるということで、それはいいことでございます。それとともに、佐賀県全体のイメージアップをやはり図るためにも、市長が参加される県内の市長会でも呼びかけていただいて、どこの佐賀県の市町に行っても同じ援助が受けられるよと、佐賀県はそういうふうに皆さんを歓迎しますよという姿勢も必要じゃないかなと思いますので、今後、そういうふうなところまで気を配っていただければなという思いで質問を終わります。

○議長（中西裕司君）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第28号 専決処分事項の承認について（平成23年度鹿島市一般会計補正予算（第1号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第28号は提案のとおり承認されました。

日程第7 議案第29号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第7. 議案第29号 鹿島市監査委員の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認め、説明を省略いたします。

地方自治法第117条の規定により、水頭喜弘君の退席を求めます。

〔水頭喜弘君退場〕

○議長（中西裕司君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第29号 鹿島市監査委員の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第29号は水頭喜弘君を鹿島市監査委員に選任すること

に同意することに決しました。

〔水頭喜弘君入場〕

日程第8 閉会中継続調査申出

○議長（中西裕司君）

次に、日程第8. 閉会中継続調査申出の審議に入ります。

お諮りいたします。鹿島市議会会議規則第99条の規定により、お手元に配付のとおり総務建設環境委員会委員長、文教厚生産業委員会委員長及び議会運営委員会委員長から議長あてに閉会中継続調査申出書が提出されております。

平成23年5月17日

鹿島市議会議長 中西裕司様

鹿島市議会総務建設環境委員会
委員長 福井 正

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、鹿島市議会会議規則第99条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| (1) 議会及び行政一般に関する事項 | (16) 戸籍及び住民票等の交付に関する事項 |
| (2) 文書管理及び情報公開に関する事項 | (17) 選挙に関する事項 |
| (3) 職員の人事、給与、及び福利厚生に関する事項 | (18) 監査に関する事項 |
| (4) 交通安全対策に関する事項 | (19) 出納に関する事項 |
| (5) 防災対策に関する事項 | (20) 土地利用計画及び都市計画に関する事項 |
| (6) 行政の基本的施策の企画に関する事項 | (21) 道路及び河川等の整備に関する事項 |
| (7) 情報化施策に関する事項 | (22) 公園、緑地その他公共用地の整備に関する事項 |
| (8) 国際交流に関する事項 | (23) 市営住宅の建設、管理に関する事項 |
| (9) 地方分権推進に関する事項 | (24) 市街地再開発事業に関する事項 |
| (10) 男女共同参画社会に関する事項 | (25) 公共下水道の整備促進対策に関する事項 |
| (11) 広報、公聴及び統計に関する事項 | (26) 廃棄物の処理及び環境保全に関する事項 |
| (12) 組織及び事務の合理化に関する事項 | (27) 水道事業の整備促進対策及び管理に関する事項 |
| (13) 公有財産に関する事項 | (28) 簡易水道事業に関する事項 |
| (14) 財政計画及び予算に関する事項 | (29) 街なみ環境整備に関する事項 |
| (15) 市税等の賦課徴収に関する事項 | |

2 理 由

内容及びその重大性よりして、今後なお検討を要するため

3 期 限

平成27年 4 月29日

平成23年 5 月17日

鹿島市議会議長 中 西 裕 司 様

鹿島市議会文教厚生産業委員会

委員長 松 本 末 治

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、鹿島市議会会議規則第99条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

- (1)保健衛生に関する事項
- (2)保育所等の整備に関する事項
- (3)児童福祉及び母子福祉に関する事項
- (4)国民健康保険事業及び老人保健事業に関する事項
- (5)高齢者及び障害者福祉に関する事項
- (6)生涯教育に関する事項
- (7)人権推進に関する事項
- (8)学校教育及び同和教育に関する事項
- (9)社会教育施設及び社会体育施設の整備に関する事項
- (10)商工業の振興対策に関する事項
- (11)観光の振興及び観光施設の整備に関する事項
- (12)農林水産業の振興に関する事項
- (13)土地改良、農業水利、その他農業土木に関する事項

2 理 由

内容及びその重大性よりして、今後なお検討を要するため

3 期 限

平成27年 4 月29日

平成23年 5 月17日

鹿島市議会議長 中 西 裕 司 様

鹿島市議会運営委員会

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、鹿島市議会会議規則第99条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

会期等に関する調査の件

2 理 由

今後なお検討を要するため

3 期 限

平成27年4月29日

各委員会委員長から申し出の件を閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認めます。よって、各委員会委員長から申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもちまして今臨時会に付議された案件は全部議了いたしました。

よって、臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時5分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 中 西 裕 司

会議録署名議員 1 番 中 村 一 堯

同 上 2 番 稲 富 雅 和

同 上 3 番 勝 屋 弘 貞